

庁 中 一 般

出先機関一般

藤沢市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月29日

藤沢市教育委員会

教育長 宮 原 伸 一

藤沢市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程

藤沢市立学校教職員服務規程（平成26年藤沢市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の4項を加える。

- 3 所属長は、前2項及び割振り等に関する規程第2条に定めるところにより、勤務時間の割振りを行う場合は、45分（同条第2項に定めるところにより、勤務時間の割振りを行った結果、正規の勤務時間が8時間を超える場合には1時間。次項において同じ。）の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。
- 4 前項の規定により休憩時間を定めた場合において、職員（勤務の特殊性を考慮して学務保健課長が別に定める職員を除く。次項において同じ。）からの申告を考慮して休憩時間を与えることが適当であるときは、所属長は、公務の運営に支障がある場合を除き、学務保健課長が別に定めるところにより、当該休憩時間を午前11時から午後2時までの間のうちの45分に変更することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、所属長は、職員の勤務時間の割振りについて、当該職員から学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和32年神奈川県人事委員会規則第30号）第2条第4項の規定による申告があった場合は、当該申告を考慮して、公務の運営に支障がある場合を除き、学務保健課長が別に定めるところにより当該職員の勤務時間を割り振ることができる。この場合においては、

前2項の規定を準用する。

- 6 前項において準用する第3項及び第4項の規定にかかわらず、所属長は、前項の規定により勤務時間を割り振る職員について、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第2条第5項第2号アに規定する特例対象日における当該職員の勤務時間が6時間以下の場合は、休憩時間を置かないことができる。

附 則

この訓令は、令和8年12月1日から施行する。